

## 九重町国際交流事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町と友好関係にある都市（以下「友好都市」という。）との住民間の交流を促進し、地域の活性化と友好都市相互の発展に資するため、交流事業に対し、予算の範囲内で九重町国際交流事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することとし、この助成金の交付に関し必要な事項は補助金等交付規則（昭和63年九重町規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (対象団体)

第2条 助成金の交付対象団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体

- (1) 規約、会則等の定めにより代表者、組織、活動目的等が明らかである団体
- (2) 町内における活動開始後1年以上経過しており、次年度以降も5年以上継続して活動する見込みがある団体
- (3) 構成員が5人以上であり、かつ、その過半数が町内に住所を有する者で構成されている団体
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としない団体

### (対象事業)

第3条 助成金の交付対象とする事業（以下「対象事業」という。）は、前条に規定する団体が友好都市と行う交流事業（訪問事業・受入事業）であって、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、他の補助金、助成金又は同様の資金援助を受けていないこと

- (1) 観光、農業、教育、文化及びスポーツ等に関連し、自主的に企画・運営を行う交流事業
- (2) その他町長が必要と認める交流事業

2 前項の規定にかかわらず、交流事業が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、対象事業とはしない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする場合
- (2) 交流事業の参加人員が5人に満たない場合

- (3) 公序良俗を乱す恐れのある場合
- (4) この要綱の趣旨に反する場合

(対象経費及び助成金の額)

第4条 助成金の交付対象となる経費及び助成金の額は、別表のとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(助成の制限)

第5条 同一の団体が受けられる助成は、同一年度内において友好都市への訪問事業、友好都市からの受入事業について、それぞれ1回を限度とする。

(交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、事業を実施する30日前までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 九重町国際交流事業助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(附表1-1)
- (3) 収支予算書(附表1-2)
- (4) 団体の規約・会則・構成員等の書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、九重町国際交流事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により当該団体に通知するものとする。

2 町長は、助成金を支給することが適当でないと認めるときは、その理由を付して九重町国際交流事業助成金交付不承認決定通知書(様式第3号)により団体に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 交付の決定に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付対象事業の内容その他申請に係る事項の変更をする場合においては、九重町国際交流事業変更申請書(様式第4号)により事前に町長

の承認を受けること。ただし、事業遂行上、町長が適当と認める軽微な変更についてはこの限りではない。

(2) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、九重町国際交流事業中止（廃止）申請書（様式第5号）により事前に町長の承認を受けること。

(3) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

#### （概算払）

第9条 町長は、第7条第1項の規定により決定した助成金額の概算払いをすることができる。

2 助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、助成金の概算払いを受けようとするときは、九重町国際交流事業助成金概算払請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

#### （実績報告）

第10条 交付決定団体は、交付対象事業完了後30日以内又は当該事業実施日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、九重町国際交流事業実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（附表7-1）
- (2) 収支決算書（附表7-2）
- (3) 写真、その他の実績を証明する資料
- (4) その他町長が必要と認める書類

#### （交付金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書等の審査及び必要に応じて行う調査等の実施により、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の額を確定し、九重町国際交流事業助成金の額確定通知書（様式第8号）により団体の代表者に通知するものとする。

#### （交付金の交付）

第12条 前条の通知を受けた者は、速やかに九重町国際交流事業助成金請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。

（3）その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付を取り消したときは、九重町国際交流事業助成金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するとともに、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（事故責任）

第14条 町長は、助成金を交付した交流事業による事故については、一切損害賠償の責任を負わないものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象事業	対象経費	助成金の額
訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○記念品</li> <li>○謝礼（通訳、講師など）</li> <li>○旅費・滞在費（交通費、宿泊費、旅行手配料など）</li> <li>○交流事業開催経費（会場使用料、プログラム印刷など）</li> <li>○事務経費（消耗品、通信費、コピー代、写真代など）</li> </ul>	<p>2分の1以内（上限500,000円）とする。</p> <p>ただし、宿泊費は、1人につき2分の1以内（上限10,000円）とする。</p>
受入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○記念品</li> <li>○謝礼（通訳、講師など）</li> <li>○交流事業開催経費（会場使用料、プログラム印刷など）</li> <li>○事務経費（消耗品、通信費、コピー代、写真代など）</li> </ul>	<p>2分の1以内（上限500,000円）とする。</p>

様式第1号（第6条関係）

九重町国際交流事業助成金交付申請書

年 月 日

九重町長 殿

住 所  
申 請 者  
代 表 者  
電 話 番 号

年度において、九重町国際交流事業助成金の交付を受けたいので、九重町国際交流事業助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請事業名	
助成金申請額	
担当者氏名	
担当者住所	
担当者電話番号	

添付書類

- (1) 事業計画書（附表1-1）
- (2) 収支予算書（附表1-2）
- (3) その他資料（任意様式）
  - ① 団体の規約・会則等
  - ② 構成員名簿（構成員全員の氏名、住所の記載のあるもの）

附表 1 - 1

事業計画書

団体名	
代表者役職・氏名	
会員数	
団体の目的	
事業申請回数	回目（過去の申請年度：                    ）
事業名	
事業目的 事業を行う目的を具体的に記入してください。	
事業内容 事業内容を具体的に記入してください。	
事業実施場所	
事業実施期間	年    月    日    ～            年    月    日
事業参加予定人数	人（事業に参加する全体の人数）
事業スケジュール	
事業の効果 想定される事業の効果を具体的に記入してください。	

附表 1 - 2

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	摘要
計		

2 支出の部

(単位：円)

項目	予算額	摘要
計		

交付対象経費

円 -

その他の収入等

円 × 1 / 2 =

助成金申請額※

円

※千円未満の端数は切捨て（訪問：上限50万円、受入：上限50万円）

※宿泊費は、1 / 2以内かつ1名につき上限10,000円です。



様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

九重町長

九重町国際交流事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました九重町国際交流事業助成金については、九重町国際交流事業助成金交付要綱第7条の規定により、下記の条件を付けて、金円を交付します。

記

- 1 交付対象事業の内容その他申請に係る事項の変更をする場合においては、九重町国際交流事業助成金変更承認申請書（様式第4号）により事前に町長の承認を受けること。ただし、事業遂行上、町長が適当と認める軽微な変更についてはこの限りではない。
- 2 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、九重町国際交流事業助成金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により事前に町長の承認を受けること。
- 3 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

九重町長

九重町国際交流事業助成金交付不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった九重町国際交流事業助成金の交付について、内容を審査した結果、下記の事由により不承認となりましたので九重町国際交流事業助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

不承認とした事由

様式第4号(第8条関係)

九重町国際交流事業助成金変更承認申請書

年 月 日

九重町長 殿

住 所  
申 請 者  
代 表 者  
電 話 番 号

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた事業について、その内容を下記  
のとおり変更したいので、九重町国際交流事業助成金交付要綱第8条第1号の規定に  
より、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書(附表1-1)
  - (2) 収支予算書(附表1-2)
  - (3) その他変更内容を説明する資料

様式第5号(第8条関係)

九重町国際交流事業助成金中止(廃止)承認申請書

年 月 日

九重町長 殿

住 所  
申 請 者  
代 表 者  
電 話 番 号

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので、九重町国際交流事業助成金交付要綱第8条第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 中止(廃止)の理由
- 3 中止(廃止)の日
- 4 添付書類
  - (1) 中止(廃止)を説明する資料

様式第6号（第9条関係）

九重町国際交流事業助成金概算払請求書

年 月 日

九重町長 殿

住 所  
申 請 者  
代 表 者  
電 話 番 号

年 月 日付け第 号で交付決定の通知がありました九重町国際交流事業助成金について、概算払を受けたいので下記のとおり請求します。

記

1 概算払いを必要とする理由

- 2 助成金交付決定額 金 円  
3 既受領額 金 円  
4 今回請求額 金 円  
5 残額 金 円  
6 振込先

金融機関名・支店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第7号(第10条関係)

九重町国際交流事業実績報告書

年 月 日

九重町長 殿

住 所  
申 請 者  
代 表 者  
電 話 番 号

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた事業が完了しましたので、九重町国際交流事業助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付対象事業名

2 事業完了年月日 年 月 日

3 助成金精算額 金 円

4 添付書類

- (1) 事業報告書(附表7-1)
- (2) 収支決算書(附表7-2)
- (3) 写真、その他の実績を証明する資料

附表 7 - 1

事業報告書

団体名	
代表者役職・氏名	
事業名	
実施した事業の内容 ・活動内容 ・実施日時 ・場所 ・参加人数 等	
事業の成果や効果	
今後における事業展開	

※事業実施状況が確認できる写真及びその他資料等を添付すること。

附表 7 - 2

収支決算書

団体名

1 収入の部

(単位:円)

項目	予 算 額	決 算 額	摘要
計			

2 支出の部

(単位:円)

項目	予 算 額	決 算 額	摘要
計			

交付対象経費                      その他の収入等                      助成金申請額※  
 円 -                                      円 × 1 / 2 =                                      円

※千円未満の端数は切捨て（訪問：上限50万円、受入：上限50万円）

※宿泊費は、1 / 2以内かつ1名につき上限10,000円です。

注：支出を証明する書類（領収書等）の写しを添付すること。



様式第8号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

九重町長

九重町国際交流事業助成金の額確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定しました九重町国際交流事業助成金については、年 月 日付けで提出のありました実績報告書に基づき、九重町国際交流事業助成金交付要綱第11条の規定により、その額を  
金 円に確定します。

様式第9号(第12条関係)

九重町国際交流事業助成金請求書

年 月 日

九重町長 殿

住 所  
申 請 者  
代 表 者  
電 話 番 号

年 月 日付け第 号で交付決定の通知がありました九重町国際交流事業助成金について、年 月 日付け九ま第 号で額の確定通知があったことから、九重町国際交流事業助成金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

- |            |   |   |
|------------|---|---|
| 1 助成金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 既受領額     | 金 | 円 |
| 3 今回請求額    | 金 | 円 |
| 4 振込先      |   |   |

金融機関名・支店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第10号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

九重町長

九重町国際交流事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した九重町国際交流事業助成金については、九重町国際交流事業助成金交付要綱第13条第2項の規定により、下記の事由を付して（全部又は一部）の助成金を取り消すことを通知します。  
併せて、下記のとおり助成金の返還を命じます。

記

1. 助成金取消額 金 円
2. 取消しの事由
3. 返還額 金 円
4. 返還期日 年 月 日